

令和5年5月8日（月）

保護者 様

千葉県立印旛明誠高等学校
校長 今野 美喜子

新型コロナウイルス感染後の登校許可証明について

日頃から本校の教育活動に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

さて、このたび学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5月8日から変更されることに伴い、登校再開の基準を下記のとおりとします。御承知おきください。

記

1 登校再開の基準

次の（１）（２）をともに満たすこと。

- （１）発症した日を0日目とし、5日を経過している。
- （２）解熱した日を0日目とし、1日を経過している。

2 手続き

次の（１）（２）をホームルーム担任に提出してください。

- （１）保護者が記入する「**新型コロナウイルス感染症における療養報告書**」
- （２）受診した医療機関名、月日を証明する書類（受診した際の領収書等。コピー可）
確認後にお返しします。

3 備考

（１）以下に御注意ください。

ア 感染の可能性が高いため医療機関等で検査を受けた場合の遅刻・欠席・早退については、公欠扱いとします（陽性の場合は出席停止になります）。検査を受検したことがわかる書類（領収書や検査結果等）をホームルーム担任に提示してください。

イ 上記以外での公欠・出席停止の扱いはありません（ワクチン接種に係る特別な措置もありません）。

（２）インフルエンザ及び新型コロナウイルス**以外の**感染症につきましては、医療機関を受診した後、「**登校許可証明書**」をホームルーム担任に提出してください。

（３）「療養報告書」「登校許可証明書」は本校ホームページからダウンロードできます。